

## 仕事と家庭の両立支援事業 交付要件チェックシート

(1) 港区中小企業子育て支援奨励金																					
交付金額	1 事業主 1 回限り、15 万円																				
チェック項目 (次のすべての項目に該当する事業主が対象となります。)					チェック欄																
交付要件	<p>① 区内に本社（個人にあっては主な事業所）をおく、<u>中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業事業主</u>である。</p> <p>⇒ 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業事業主とは、「資本または出資の総額」または「常用労働者数」のいずれかが次に該当する会社または個人の事業主です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務分類</th> <th style="width: 15%;">小売業</th> <th style="width: 15%;">サービス業</th> <th style="width: 15%;">卸売業</th> <th style="width: 15%;">その他の業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本又は出資の額</td> <td style="text-align: center;">5000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">5000 万円以下</td> <td style="text-align: center;">1 億円以下</td> <td style="text-align: center;">3 億円以下</td> </tr> <tr> <td>常用労働者数</td> <td style="text-align: center;">50 人以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> <td style="text-align: center;">100 人以下</td> <td style="text-align: center;">300 人以下</td> </tr> </tbody> </table>					業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種	資本又は出資の額	5000 万円以下	5000 万円以下	1 億円以下	3 億円以下	常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下	
	業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種																
	資本又は出資の額	5000 万円以下	5000 万円以下	1 億円以下	3 億円以下																
	常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下																
	② 雇用保険法に基づく雇用保険の適用を受ける事業所である。																				
	<p>③ 育児・介護休業法に定める育児休業制度を就業規則等により <u>規定している</u>。</p> <p>⇒ 規定の内容について、休業制度の内容（取得方法や休業期間中の給与等の取扱いなど）について定めず、単に「育児・介護休業法に準ずる」としている場合は、要件を満たしません。</p>																				
	④ 区内に住所を有する事業所に勤務する従業員が、上記③により制度化された育児休業を 6 か月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けていた。																				
	<p>⑤ 対象従業員を復職後 1 年以上かつ奨励金の <u>申請日</u> まで、雇用保険の被保険者として継続雇用している。</p> <p>⇒ 申請日とは、復職後 1 年を経過後の、1 年間以内（申請可能期間）にこの奨励金を申請した日です。</p> <p>(例) 平成 27 年 5 月 30 日に休業期間を終了（6 月 1 日に復職）した場合は、平成 28 年 6 月 1 日～平成 29 年 5 月 31 日が申請可能期間となり、この間に申請した日時点で雇用継続している必要があります。</p>																				
<p>⑥ 過去にこの奨励金の交付を受けていない。</p> <p>⇒ 申請は、本社・支社を含め、1 事業主 1 回限りです（旧制度「港区中小企業育児休業助成金」の交付を含みます。）。</p>																					
⑦ この奨励金申請と同一の従業員による同一の子を対象とした「港区中小企業男性の育児支援奨励金」を既に受けていない。																					